

資料 2

(平成25年9月30日資料)

住民投票条例の検討項目について(委員意見)

検討項目	ご意見等	委員名
全般にかかる考え方	<p>I . 住民投票を制度化するからには、何でも住民投票をして投票率を下げてしまったり評価を低下させてしまうようなことにならないほうがよい。</p> <p>とはいっても、住民投票の対象を厳格に定めて制限すべきとは考えない。それよりも、住民投票は、基本的に二者択一で賛否を表決する性質であることから、その性質に適する事項が対象となるように誘導すること、他の市民参画手法(政策提案手続など)の活用についての住民への周知に努めることなどによって対処すべきである。</p> <p>→1. 住民投票の対象事項 5. 住民発議に要する署名数の要件</p> <p>II . 住民投票の結果は、重要な意味を持つものとみなされるべきである。そのためにも、紛争状態の只中よりも住民の意思を問える成熟した状況で用いられるべきであるし、住民が熟慮による投票ができるよう、情報提供の工夫が図られるべきである。</p> <p>→6. 投票成立要件 11. 情報提供の主体</p>	久保はるか
	<p>住民投票は直接住民に意見を問うわけだから、住民の投票への参加が大前提である。したがって、投票という行動に関する項目に、特に検討を要する。</p> <p>→2. 住民投票の実施区域 3. 住民投票の請求資格及び投票資格 6. 投票成立要件</p>	澤田瑞穎
住民投票の対象事項	<p>考え方 I . を前提として、間口は広く ・「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」と抽象的に規定する。 ・除外規定:市の権限に属さない事項については除外すべきでない。ネガティブリストを設けるとすれば、「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」 ・署名収集前の代表者証明書の交付の審査の際に、二者択一で賛否を表決するのに適しているかどうかについての判断も行う。選択肢の設定は技術的な問題もあるので、必要に応じて、代表者との協議の場を設ける。</p> <p>抽象的に規定した上でネガティブリスト方式を採用する。</p>	久保はるか 杉本智子
	<p>自治基本条例に記載されている範囲での規定でよい。住民投票の請求には一定の要件を課しており、住民投票の必要の可否を決めるのは主権者である市民だと思う。</p> <p>市議会は市の権限の及ばない事項についても意見書等によって国や県に明石市の意見を表明し、尊重するように求める。</p> <p>市の権限があるかどうかよりも、市民のために機能する市としてどのような選択肢があるかは、その都度対応を検討すればいい。住民投票は「住民の意思」を確認するために存在するものだから、意思を確認するためのハードルは、可能な限り低くしておくことが重要である。</p>	松本誠

住民投票条例の検討項目について(委員意見)

検討項目	ご意見等	委員名
住民投票の請求資格及び投票資格	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢要件:18歳以上 ・国籍要件:定住外国人の資格を認める。 定住外国人も地域で生活し地域活動に参加する住民の一人であるから、発議権・投票権を認めるべきである—地方自治法第十条 参照(1項:市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2項:住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。)。代表者を決める参政権と異なるものと考える。 ・住所要件:明石市自治基本条例と同じ要件(市内に居住する者) 	久保はるか
	<p>(2)国籍要件</p> <p>②定住外国人の請求資格、投票資格を認めるのか。 多文化共生センター職員としての勤務経験があり、今でも、定住外国人の生の声を聞く機会が多い。住民としてくらしを営んでいるのだから、当然投票資格を認めるべきだと考えている。</p>	丸谷聰子
	<p>請求資格は投票資格と同じであるのが望ましいが、実務上の負担を考えると請求者は有権者とするのもやむを得ない。 投票資格は18歳以上、定住外国人を含む。</p>	杉本智子
	<p>(1)年齢要件</p> <p>18歳以上とすると、住民投票を通じて社会参加することで、若者の権利や責任の自覚の向上を促し、人材を育成する効果はあるが、理解をし、責任を持った意見を持っているかは疑問であり、人気や勢い等に左右される恐れがある。また、一票しか持たない一人の成人が、未成年者の何人もの票を実質、自分のものにしてしまう可能性もある。</p> <p>住民投票の重要性からも20歳以上とすべき。</p> <p>(2)国籍要件</p> <p>住民投票の対象事項は、「重大な影響を及ぼすと考えられる事項」つまり政治問題とも受け取れる事項となる可能性もあり、参政権のない外国人に投票資格を認めることは妥当ではないと考える。 同じ地域で生活する者として、積極的に地方自治に参加してほしいと思う反面、投票資格は公職選挙法に準じる考え。</p>	高原知子
	<p>① 年齢要件は理想的には16歳以上だが、合意形成を考えて18歳以上。</p> <p>② 国籍要件は、地域行政における政策課題に当然ながら定住外国人に請求資格、投票資格を認めるのは時代の流れ。</p> <p>③ 住所要件は、市内居住者でいいかと思う。3か月以上の居住条件は議論のうえ判断したい。</p>	松本誠
議会及び市長の発議権	<ul style="list-style-type: none"> ・議会及び市長は自ら条例案の提案をなしうるし、政治的な対立に利用される場合が起こりうるので、議会及び市長の発議権は認めなくともよい。 	久保はるか
	<p>市長も議会(議員)も条例制定の発議権を有しているのだから、屋上屋を重ねる必要はない。住民投票条例は直接請求以外に発議権を持たない住民の市政への参画を担保する制度である。</p>	松本誠
住民発議に要する署名数の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「投票資格者の6分の1以上」 10分の1でもよいかもしれないが、署名を集める過程での、住民の関心の喚起効果を期待する。 また、間口を広く設定することの反面、住民発議のハードルを高く設定し、住民投票の乱用を防ぐ。 	久保はるか

住民投票条例の検討項目について(委員意見)

検討項目	ご意見等	委員名
	<p>住民投票は、いざという時のしくみであることから、住民発議がしやすい状況が必要である。第1回目の検討委員会で、1回の住民投票で6,000万円の費用がかかるという発言があったが、市民一人に換算すれば、200円程度。住民の意思をはつきりさせることができる貴重な機会であるので、できるだけ低い設定にしていただきたい。</p> <p>1/6程度が適当。低すぎると濫用を招き、財政面に悪影響を与える。 また、投票結果に拘束力はないから高すぎる必要はない。</p>	丸谷聰子
	<p>議会の議決を要件としない住民投票の実施に当たっては、より高い慎重性の確保が必要のため、最もハードルの高い地方自治法における議会の解散、議員・長の解職請求の要件をふまえ、これに次ぐ厳格性を担保する、投票資格者の4分の1以上とするのが妥当(財政面からも)とも考えられるが、市民参画をかけているのであれば、「市民を巻き込んで議論することが大切」なので、4分の1以上では、ハードルが高い。10分の1以上とまで考えたいが、そこは財政的に好ましいと言えない。 「市民参画」と市民に対してアピールするには、6分の1以上ないと、市民からすれば市民参画と感じ難いものである。</p>	高原知子
	<p>結論 4分の1 理由 ①住民投票は伝家の宝刀である。そのため、安易に抜かれては困る。しかし、いざという時抜けないので困る。という基本的考え方である。 ②明石市の各種選挙の投票率は概ね50%である。そこで、その2分の1、つまり全有権者の4分の1が妥当と考える。 ③一部団体の運動として住民投票が濫用されないようにする工夫も必要である。1回の住民投票に5千万円～6千万円が必要なことも考える必要がある。 ④真に住民投票が必要な場合、十分な情報提供により、4分の1の署名は集まると思うし、集まらないような対象事項では、する必要がない。</p>	船津憲二
	<p>もっとも重要な論点である。重要な論点は、市民が現実的に使える条例、要件にしないと、実質的に使えないような条例をつくるのは意味がない。 投票資格者の10分の1以上の署名数とするのが妥当。</p>	松本誠
	<p>より条件を低くし民意を汲みあげやすくするため、投票資格者の6分の1以上か10分の1以上が望ましい。</p>	林芳樹
投票成立要件	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の結果は、重要な意味を持つものとみなされるために、投票成立要件を設けるべきである。 ・ただし、成立要件を満たさない場合にも、開票はすべきである。 	久保はるか
	設けない。請求要件をある程度高くしておけばよい。	杉本智子
	<p>住民投票を実施するまでに様々な要件を設けているのに、投票結果について投票率によって開票の可否を設けるのは、市民の意向を確かめるのには向きである。選挙では投票率が20%でも開票し、当選を決めるが、住民投票は開票しなかったり、公表しないのは住民投票制度をなきものにするのに等しい。投票率のいかんを問わず開票するが、一定の投票率に達しなければ尊重義務に優劣をつけるのはあり得る。</p>	松本誠

住民投票条例の検討項目について(委員意見)

検討項目	ご意見等	委員名
	要件は設けない方が望ましい。投票率を設定することで、投票しないという運動が起きる懸念がある。開票し、結果を公表することで、住民の市政参画が一歩進む。	林芳樹
意見表明方法(投票の形式)	(4)投票資格者以外の住民の意思の把握を行うか。 年齢を決めてしまった場合、直接の利害がそれ以下の年齢層に関係する場合、その対象者、例えば、教育に関わることなどで、子どもたちの意見はどうのように聞いていくのか。	丸谷聰子
投票運動の規制	公選法は主権者である市民の運動を全く認めない、憲法違反にも等しい規制をしている。政策の選択を市民に問いかける住民投票では、その政策の可否や優劣を市民に分かりやすく説明し、問い合わせなければ責任を持った投票ができない。個別訪問も含めた投票の呼びかけや公開の討論会などを積極的に導入し、広く市民が判断できる機会を提供することが不可欠である。	松本誠
情報の提供主体	<p>・住民投票に参加する住民が、「偏らない情報」を基に「熟慮」しうるような工夫が必要。</p> <p>反対派・賛成派のキャンペーン合戦に陥らないよう、第三者委員会一賛成・反対・中立の立場からバランスよく人選された第三者的な委員会を設置し、情報提供冊子を作成するなどの制度上の工夫があつてもよいと思う。</p> <p>住民投票は、賛成・反対という二者択一で住民の意思を明らかにし、最終的な決着をつける場になる。そのためには、市民が中身を適切に判断できる情報提供が必要不可欠である。</p> <p>それは、公平性を重視して、市長が中立的な立場から最低限の情報を出すだけでは、しくみが形骸化しかねない。そうならないためには、市民が学習したり、意見交換したり、また、両方の立場の議論をバランスよく知つてもらう場をどれだけ作つていけるかが重要だと考える。</p> <p>この学習や議論の場づくりのしくみ化等、市民に情報を届ける手立てをぜひとも条例の中に盛り込んでもらいたい。</p>	久保はるか 丸谷聰子
	昨年の住民投票の直接請求でも、もっとも悩ましかった事項である。 選管が住民投票実施の広報、周知などの最小限度の情報提供をするのは当然であるが、賛否を争う政策自体は賛否を主張する当事者でないと広く情報提供する主体になれない。昨年のように再開発を推進する市長に対して住民投票の実施を求めた場合には、計画に賛成を求めて主張できるのは市長しかあり得ない。市長が公平かつ中立にそのような立場を実行できるかは難しい。ただ、市民に賛否があるから住民投票の請求が出てきたとすれば、市長が直接情報提供するのではなく、市民の中から市長に代わって情報提供するものが居てもいい。議論の余地がある論点である。	松本誠
執行停止制度の導入	住民投票を行うことが決定したら、当然その結果が出るまでは関係する事務の執行を停止すべきであろう。 住民投票の実施には、それなりに高いハードルを設定しているのだから、事務の執行停止は当然である。そうでなければ、自治体の事務の執行は市民の意を受けて行う、市民の負託を受けて行うという前提自体が崩れてしまう。「市民の参画と協働」「情報の共有」を市政運営の大原則とした自治基本条例に反することになりかねない。	松本誠
投票率をいかにしてあげるか	これがすべてだと思う。投票率アップを実現するにはどんな方法をとるか。選管にまかせるだけでなく、どのようなPR、また投票の実施方法の工夫を検討すべきである。	澤田瑞穎

住民投票条例の検討項目について(委員意見)

検討項目	ご意見等	委員名
投票方法について	ネット投票、郵便投票など、人件費等費用負担の少ない方法で公平性・平等性が担保される方法はないか？検討してほしい。	丸谷聰子
投票後の住民投票条例の評価や条例の見直し規定について	住民投票のしくみそのものが適正に働いたかは誰がチェックするのか？選管？市民自身？ そのあたりも含めて、投票が終わった後の評価や条例の見直し手順を規定しておくことが必要である。 しくみが本当に市民のためになるしくみを本検討委員会で議論できればと願っている。	丸谷聰子